

## 投稿

# 中小企業診断士×事業承継信託 —事業承継、経営者の判断能力喪失対策として

岡内 誠治

千葉県中小企業診断士協会／香川県中小企業診断士協会／埼玉県中小企業診断協会

### はじめに

平成18年の信託法の改正によって、信託銀行中心だった信託を一般的の法人個人が利用できるようになりました。

これは画期的な出来事でしたが、当初は期待されていたほど普及しませんでした。ところが、ここ数年、認知症高齢者の後見的財産管理、財産承継において、成年後見制度、相続、遺言より柔軟に対応できることが理解されてきて、信託市場は拡大しています。

現在、信託は、司法書士、弁護士、行政書士、税理士等が主に取り扱っていますが、中小企業の事業承継、高齢化が進む経営者の認知症対策として信託を使うことが増えてきており、今後中小企業診断士も信託の知識が必要になるものと思われます。

### 1. 信託の基礎

#### (1) 定義

財産の所有者（委託者）が、信頼できる人（受託者）に財産を移転し、一定の目的（信託目的）の達成のために、信託財産の管理・処分等をしてもらい、信託財産に係る給付を受ける権利等（受益権）を定められた人（受益者）が有する財産管理の制度です。

#### (2) 信託当事者は委託者、受託者、受益者

##### ①信託契約

委託者が受託者と信託契約を結びます。委託者は信託をする者です。受託者は信託財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をすべき義務を負う者で、信託の主役です。個人のみならず法人も受託者になれ、後継者、親族、役員、一般社団法人等が候補になります。

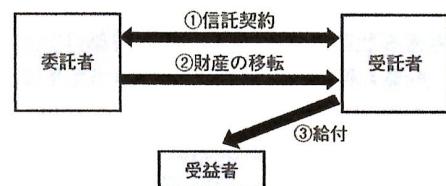
##### ②財産の移転

委託者から受託者に財産を移転します。

##### ③給付

受益者は受益権を有する者で、信託財産に係る給付を受けます。信託財産そのものではなく、受益権という権利を取得するのですが、信託財産の実質的な所有者になります。

図表1 信託当事者



#### (3) 所有権と信託の比較

##### ①所有権

所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有しています。所有権は、使用収益権と管理処分権が不可分一体になった物権です。

## ②信託

信託は、使用収益権と管理処分権を別の人  
が有することができる仕組みです。

- ・使用収益権を有する人が受益者
- ・管理処分権を有する人が受託者



## 2. X社の事例

私は信託銀行員時代に200件ほどの事業承  
継案件にかかわりましたが、力が及ばなかっ  
たこともあります。本稿では、そのうちのX  
社の事例を用いて、信託を利用することが推  
奨される案件を考えてみます。

X社は不動産開発業で高成長をしてきました。  
A社長は私が担当した中でも、一、二を争うワンマン経営者でした。年齢は60歳代後半  
でしたが、持病がありました。もしものこと  
があれば、経営状態が不安定になると危惧  
されていたにもかかわらず、ワンマン社長に  
ありがちな事業承継未着手の状態でした。

A社長には娘婿がいましたが、早々に後継  
者候補ではなくなっていました。ただ、親族  
内承継にはこだわり、まだ幼かった孫をゆく  
ゆくは社長にしたいと強く願っており、それ  
までの中継ぎ経営者として、親族外の役員を  
後継者候補に考えているようでした。

A社長の持株比率が100%に近かったこと  
もあり、万が一のことが起こった場合、会社  
が機能不全に陥ることを恐れていた財務担当  
常務から、社長に事業承継を急ぐよう勧めて  
ほしいとのオファーを受けました。意を決し、  
社長の考えを確かめたところ、「事業承継を  
して実権と財産を失うことが嫌だから、先送  
りしている」と想定どおりの答えが返ってき  
ました。

その数ヵ月後、A社長は持病が急速に悪化  
し、植物状態に陥ってしまいました。常務が  
危惧していたことが現実になったわけです。  
植物状態が長く続いて後任社長も決められず、  
社内が混乱状態に陥ってしまいました。

## 3. 経営者の判断能力喪失時の解決策

### (1) 解決策は相続を待つ

経営者の高齢化が進み、認知症や病気で判  
断能力を失うリスクが大きくなってきています。

A社長のように、何も対策をしていない状  
態で判断能力を失った場合、次のような問題  
が発生します。これらの状態に陥った場合、  
不謹慎ですが、相続を待つことが解決策にな  
ることもあります。

#### ①自社株式の議決権行使ができない

株主総会において、M&A、定款変更、役員  
選任といった議案の議決権行使ができなくな  
ります。仮にA社長が後継者を決めていたと  
しても、社長に選任できませんでした。

#### ②個人財産を会社のために利用できない

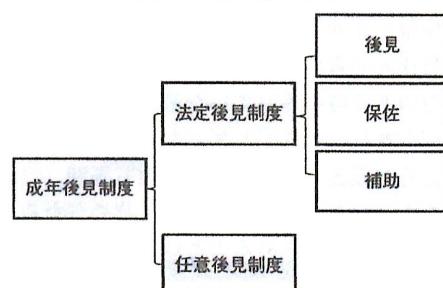
会社への事業資金貸付、不動産貸借、会社  
借入の個人保証、担保差入れ等ができなくな  
ります。

### (2) 法定後見制度は期待できない

判断能力が不十分な人に、家庭裁判所が援  
助者を置き、法律的に支援する制度として成  
年後見制度があります。

成年後見制度は、法定後見制度と任意後見

## 図表3 成年後見制度



制度の2種類から構成されています。

経営者が判断能力を失った場合の事後対策として、法定後見制度を使う場合があります。法定後見制度は法（家庭裁判所）が成年後見人等を定めるため、法定後見といいます。ただ、法定後見制度を利用しても、解決できないことや、かえって不自由になることもたくさんあるため、X社では法定後見制度を利用しませんでした。

法定後見制度には、次のような問題があります。

#### ①候補者が必ず選任されるわけではない

家庭裁判所は専門職を選任する傾向にあり、親族外が80%を占めています（令和2年、裁判所HPより）。中小企業経営者は財産額が高額で、親族の成年後見人等による横領も発生しやすいため、専門職（弁護士、司法書士等）が選任されることが多くなります。

#### ②不服申立て、申立ての取下げはできない

希望に沿わない人が成年後見人等に選任された場合であっても、それを理由に後見開始等の審判に対して不服申立てをすることはできません。また、申立ては家庭裁判所の許可を得なければ取り下げることはできません。

#### ③縁のなかつた専門職が選任された場合

成年後見人に預金通帳、不動産権利証、自社株式等全財産を預け、契約を代理で行ってもらうことになります。生活費以外の支出は制限され、本人、家族も成年後見人の許可がないと自由にお金が使えなくなります。自分たちのお金であるのに、家族は頭を下げて本人の生活費を受け取るような関係になります。

成年後見人には、すべての財産を処分できる権限があります。そのため、事業用資産や先祖代々の重要な財産を換価処分され、判断能力のある時に作っていた遺言や事業承継対策が台無しにされてしまった事例もあります。

#### ④亡くなるまで続き、報酬負担も高額

本人の判断能力が回復したと認められる場合でない限り、止めることはできません。

#### ⑤議決権行使問題の解決は難しい

成年後見人による株主総会での議決権行使までは想定していませんが、代理行使でもらうしか方法がない場合もあります。このとき、「会社の経営に携わっていない専門職の成年後見人に、議決権行使をさせてよいのか」という問題があります。専門職側も、M&A、定款変更、役員選任解任といった議案については、行使を躊躇するものです。

#### ⑥個人財産を会社のために利用できない

法定後見制度では、「本人の財産を本人のために維持管理すること」が目的になります。これにより、本人以外のために行う支出となる会社への事業資金貸付は難しくなります。支出は伴わなくとも、会社借入の個人保証、所有不動産の担保差入れ等も、原則、認められません。

### (3) 任意後見制度の限界

判断能力喪失に備える事前対策には任意後見制度があります。

任意後見制度とは、本人が十分な判断能力があるうちに、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公正証書で結んでおく制度です。自分で後見人を任意に定めるため、任意後見といいます。X社においても、最低限、任意後見制度は利用しておくべきでした。混乱のかなりの部分を回避できていたと思います。

ただし、この制度では、任意後見人を監督する任意後見監督人が必ず選任されます。家庭裁判所は専門職（弁護士、司法書士等）を選ぶため、どのような人が選ばれるのかといった不安や、任意後見人と任意後見監督人の意見が合わなくなる可能性があります。

家庭裁判所、任意後見監督人は会社の利益までは考えてくれず、自社株式の議決権行使、会社への事業資金貸付、財産の処分について、「待った」を入れてくる可能性があるため、

任意後見制度だけでの対策には限界があります。

#### (4) 信託を事前対策として使う

信託は判断能力喪失対策として有効な制度です。

自社株式、会社への事業資金貸付用の金銭、事業用不動産等会社の経営に与える影響が大きい財産については、家庭裁判所の関与がない信託を選択したほうがよいでしょう。

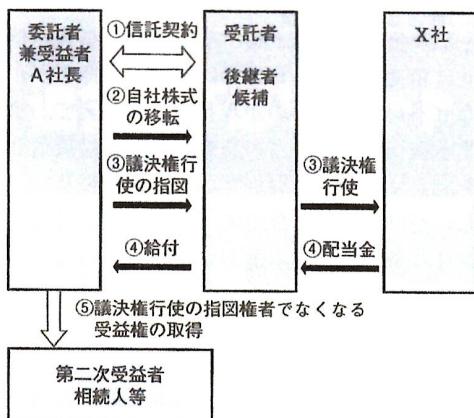
### 4. X 社に提案すべきだった信託

#### (1) 判断能力喪失、死亡対策信託

A 社長が自社株式を信託し、受託者に自社株式の管理・運用を任せます。ただし、経営の実権を受託者に渡すわけではなく、A 社長が実質的に議決権行使することで、経営の実権を持ち続けることができます。

一方、信託にしておくことで、A 社長が判断能力を喪失したり、死亡したりしても、受託者がすぐに議決権行使できるため、経営に空白が生じません。

図表 4 判断能力喪失、死亡対策信託



#### ①信託契約

委託者（A 社長）が受託者（後継者候補）と信託契約を結び、委託者が受益権を取得します。

#### ②自社株式の移転

委託者が受託者に対して自社株式を移転し、議決権は受託者に移ります。

#### ③議決権行使の指図、議決権行使

受託者が、株主総会で議決権行使しますが、委託者が議決権行使の指図権者になることで、委託者である A 社長が実質的に議決権行使することになります。

#### ④配当金、給付

受託者は X 社から配当金を受け取り、信託報酬・諸経費を控除した残額を信託利益として受益者に給付します。

#### ⑤議決権行使の指図権者でなくなる、受益権の取得

委託者が判断能力を失ったり、死亡したりすると、議決権行使の指図権者でなくなり、以降、受託者が自らの判断で議決権行使します。実質的に議決権が後継者に移るため、議決権行使は滞りません。

委託者の死亡で、第二次受益者（相続人等）が受益権を取得しますが、信託財産は遺産分割協議の対象になりません。

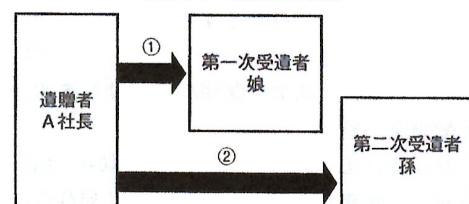
なお、この信託では、何らかの理由で後継者候補を変更した場合、信託を終了させ、A 社長が自社株式を取り戻す設定もできるため、事業承継の後戻りもしやすくなります。

#### (2) 後継ぎ遺贈型受益者連続信託

後継ぎ遺贈では、次のような流れになります（図表 5）。

- ①遺贈者 A 社長が財産を第一次受遺者である娘に遺贈するが、娘がこの財産の所有権を有するのは娘の存命中だけ。
- ②娘の死亡後は、A 社長が定めた孫が A 社長

図表 5 後継ぎ遺贈



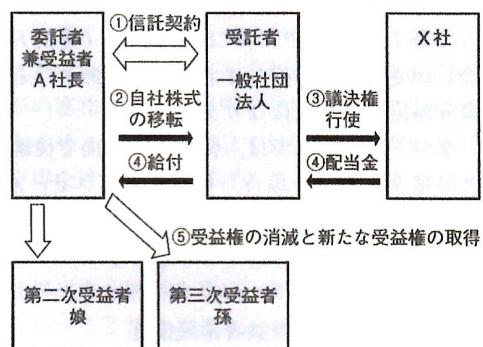
(娘ではない)からの遺贈により財産を取得得。

民法とは異なる相続のルールで財産を承継できるため、実務上、後継ぎ遺贈に対するニーズがあります。しかし、存続期間を一定期間に限った所有権は認められないなどの理由で、後継ぎ遺贈を無効とする説が有力です。

後継ぎ遺贈型受益者連続信託は、後継ぎ遺贈を実現できる信託です。信託では、民法で対応できないことが可能になりますが、後継ぎ遺贈型受益者連続信託はその代表的なものです。「次」だけでなく、「次の次」以降の受益者を連続して定めることができます。

A社長は娘婿との関係が良くなく、自社株式を娘、孫の順に承継させ、娘婿が株主になる可能性ができるだけ小さくしたかったため、このニーズを満たしやすくなります。

図表6 後継ぎ遺贈型受益者連続信託



#### ①信託契約

委託者（A社長）が受託者（一般社団法人）と信託契約を結び、委託者が受益権を取得します。長期の信託期間になるため、受託者は一般社団法人にします。

#### ②自社株式の移転

委託者が受託者に対して自社株式を移転し、議決権は受託者に移ります。

#### ③議決権行使

受託者が株主総会で議決権を行使します。

#### ④配当金、給付

受託者はX社から配当金を受け取り、信託報酬・諸経費を控除した残額を信託利益として受益者に給付します。

⑤受益権の消滅と新たな受益権の取得

前の受益者の死亡で受益権が消滅し、次の受益者が新たな受益権を取得します。

この信託は、受益者の死亡により、当該受益者の有する受益権が消滅し、他の者が新たな受益権を取得する旨の定めのある信託です。委託者兼受益者の死亡で、委託者兼受益者の有する受益権が消滅し、第二次受益者が委託者から新たな受益権を取得します。

次に、第二次受益者の死亡で、第二次受益者の有する受益権が消滅し、第三次受益者は、直前の第二次受益者からではなく、委託者から新たな受益権を取得したものとします。

この場合、遺留分（一定の相続人が最低限の財産を相続できるよう保障されている相続財産の一定割合のこと）は一次相続時に織り込み済みになり、二次相続における法定相続人の遺留分の対象にならないと考えられています。

### おわりに

冒頭で、法律、税務系の専門職が主に信託を取り扱っていると述べましたが、全員が信託に精通しているわけではなく、専門職がかなり不足しているのが現状です。加えて、事業承継信託や経営者の判断能力喪失対策信託を設定する場合においては、法律や税務に詳しいだけでは不十分です。企業全体を見てコンサルティングする能力が必要になってくるため、中小企業診断士の関与が求められます。

### 岡内 誠治

(おかうち せいじ)

大学卒業後、信託銀行に勤務。融資、信託で累計2,000社担当。2018年、中小企業診断士登録。現在、岡内トラスト研究所を設立し、信託の普及に尽力。著書に『中小企業診断士×事業承継信託』(ブレイズソリューション)。

